

番号	公開請求日 受付番号	公開請求の内容	決定日 文書番号	決定の種類等	審査請求日
1 a	令和5年2月26日 第1426号	<p>「大阪府政策マーケティング・リサーチ（おおさかQネット）」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2022.html#shoku について、</p> <p>1. 実施及び経費の支出に係る意思決定文書を公開してください。調査の目的やその目的を達成できると考えた根拠、経費の支出年月日が記載されたものです。</p> <p>2. 調査の目的が達成されたとする根拠が記載された文書を公開してください。</p>	令和5年3月13日 企推第1283号	<p>公開</p> <p>①【企推第1173号】「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務の委託に係る一般競争入札の施行及び契約手続きの請求について」</p> <p>②仕様書案（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務）</p> <p>③電子入札公告案（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務）</p> <p>④入札及び契約の請求について(依頼)</p> <p>⑤契約書(案)（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務）</p> <p>⑥【企推第1042号】「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務の委託に係る経費の支出について」</p> <p>⑦経費支出何書0021413090402022000551024</p> <p>公開決定通知書の備考欄</p> <p>1. の「調査の目的」は、「大阪府政策マーケティング・リサーチ」のホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2022.html#shoku) に記載のとおりです。また、「その目的を達成できるとする根拠」は仕様書のとおりになります。</p> <p>2. の「調査の目的を達成されたとする根拠」は、同じくホームページで公表している単純集計表となります。</p>	令和5年3月16日
					1 b
2	令和5年3月26日 第1510号	<p>上記公開文書（審査会注：反論書で「令和5年4月10日付企推第1008号により公開された「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)「食の安全・安心」に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」を指します。」と記載）に「【表1】について、カイ二乗検定(イエーツ補正)を行う。」との記載があります。</p> <p>このχ二乗検定においてなぜイエーツ補正が必要であったのかが示された文書を公開してください。</p>	令和5年4月10日 企推第1009号	<p>不存在による非公開</p> <p>(行政文書を管理していない理由) 請求内容に係る文書は作成していないため</p>	令和5年5月6日
		<p>「大阪府政策マーケティング・リサーチ（おおさかQネット）」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2022.html#shoku では、上記のχ二乗検定に関して「5%水準で統計的有意な差($X^2=0.793$、自由度=1、$p>.05$)は見られなかった。」と記載されています。また、上記の公開文書にも、「5%水準では帰無仮説は棄却されない。」と記載されています。</p> <p>この検定における帰無仮説及び対立仮説の内容がわかる文書を公開してください。</p>	令和5年4月10日 企推第1009号	<p>公開</p> <p>大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)「食の安全・安心」に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について</p>	(審査会注：審査請求をしていないが、番号3の公開請求の内容の理解のため記載)
3	令和5年4月12日 第51号	<p>本日、3月26日に行った公開請求について決定通知（審査会注：令和5年4月10日付企推第1009号の公開決定）が届きましたが、これは事実上説明を拒否するということですね。</p> <p>まず、χ二乗検定における帰無仮説の内容が分かる文書について、先日公開された「カイ二乗値の算出について」が対象文書であるとのことですが、この文書には「事象Aと事象Bは独立である」と書かれているだけで、この検定で何を明らかにしようとしたのかが全くわからないので公開請求を行っているということは、電話で説明したはずですが、にもかかわらずこれを対象文書として特定してくるということは、説明を拒否するということですね。</p> <p>では、このχ二乗検定を行った目的が示されている文書を公開してください。この検定で何を明らかにしようとしたのかがわかる文書です。</p> <p>蛇足ながら、先日の意見陳述の場（審査会注：本件とは別の公開請求—審査請求について、行政不服審査法第31条に基づくもの）では「属性間に偏りがあるかどうかを明らかにするため」と説明していたので、この説明の根拠となる文書が存在するはずがありません。</p> <p>そして、ここで言う「属性」が標本に係るものであるのか、母集団に係るものであるのかを明らかにしてください。ついでながら、このχ二乗検定は「統計学入門」（東京大学教養学部統計</p>	令和5年4月26日 企推第1029号	<p>不存在による非公開</p> <p>(行政文書を管理していない理由) 当該行政文書については作成していないため</p>	令和5年4月28日

		学教室編)を見ながら行ったとのことですが、233ページには「(検定の) 目的は、母集団について仮定された命題を、標本に基づいて検証することである」と記載されています。読み込みが足りないのではないですか。			
4	令和5年4月12日 第52号	<p>「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」が「おおさかQネット」の目的であるということがわかる文書は先日公開された仕様書であるとして、本日決定通知(審査会注:令和5年4月10日付け企推第1008号の公開決定)が届きました。</p> <p>しかし、仕様書に記載されているのは調査の手順だけであり、この手順に従って調査を行えば「大阪府の個別施策の効果検証」ができるデータが得られ、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」ができるとする論理的根拠は一切記載されていません。</p> <p>この論理的根拠が記載された文書を公開してください。</p>	令和5年4月26日 企推第1030号	不存在による非公開 (行政文書を管理していない理由) 当該行政文書については作成していないため	令和5年4月28日
5	令和6年1月27日 第1030号	<p>「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)」 https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/mr/oqnet2022.htmlには、次のとおり記載されています。</p> <p>1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。</p> <p>一方、「府政へのご意見」に対する2023年8月24日付回答には、次のとおり記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表性がない前提を理解したうえで、迅速に一定の府民意識の動向を把握することができるインターネットモニター調査を実施しています。 <p>おおさかQネットについて、「回答者の回答状況にとどまる」にもかかわらず、「一定の府民意識の動向を把握することができる」とする根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>また、上記Webページでは、有意水準を5%にしてχ^2乗検定を行っています。「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」には、「最低400サンプルを回収することとします。」とあります。これらから、上記回答にある「一定の」とは、有意水準5%(信頼水準95%)、許容標本誤差プラスマイナス5%という精度であると認められますが、この「一定の」について、その具体的な内容がわかる文書を公開してください。</p>	令和6年2月13日 企推第1279号	不存在による非公開 (行政文書を管理していない理由) 当該行政文書については作成していないため	令和6年2月15日

番号	審査請求の趣旨	審査請求人の主張要旨（審査請求書）	審査請求人の主張要旨（反論書）	審査請求人の主張要旨（口頭意見陳述）
1 a	<p>「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p> <p>（審査会注） 公開請求の内容 2. についての決定に対する不服</p>	<p>請求対象文書のうち「調査の目的が達成されたとする根拠が記載された文書」については、「大阪府政策マーケティング・リサーチのホームページ「食の安全・安心」に関するアンケート」で公表している単純集計表となります」として、公開対象文書に含まれていません。</p> <p>公開決定通知書の備考欄で示されたホームページを見ると、「(1)調査目的 「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする。」と記載されています。</p> <p>そして、「おおさかQネット」の目的として、〇〇大学〇〇学部〇〇研究室の Web ページに掲載されている「47 都道府県庁が実施する社会調査の実態把握－『県民意識調査』の実施状況と問題点」には、「おおさかQネット」は、大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している。（大阪府企画室計画課）」と記載されています。</p> <p>これについては、2020 年7月 10 日付日本学術会議の提言「Web 調査の有効な学術的活用を目指して」において、次の指摘がなされているように、大阪府として説明責任を負うべきものです。</p> <p>(2)大阪府の事例</p> <p>大阪府は、「大阪府民の意識と行動に関する調査」（府民を無作為抽出し 2000 サンプルの郵送調査）を 2010 年度まで実施していたが、それを終了させ、2009 年度より「おおさかQネット」というモニターアンケート調査を実施するようになっていく（2009 年度は2つの調査が実施されている）。「おおさかQネット」は、政策企画部が担当部局となり、楽天リサーチの登録モニターを使った Web 調査を、各回 1000 サンプルで 2009 - 2015 年度の間 20 - 34 回実施している。聞き取り調査では「おおさかQネットは、予算削減による県民意識調査の代替ではなく、自治体の方針としてモニターアンケート調査に移行したものであり、大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している」ということであった。</p> <p>(3)「民間調査会社の登録モニター」の活用の課題</p> <p>大阪府の事例は、これまで毎年実施してきた府民標本調査を終了させ、2009 年度から某社の「モニターWeb 調査」を利用するようになった事例である。企画室計画課への聞き取り調査では、「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している」ということであったが、そのためには「モニターWeb 調査」の結果が、「大阪府民を代表する結果として妥当性がある」ことについての説明責任がある。</p> <p>これらの点を踏まえて、改めて本件決定で示されたホームページを見ると、対象文書として示された「単純集計表」について、「1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。」との説明があります。つまり、大阪府は、調査方法の限界により「おおさかQネット」では「調査時点での府民全体の状況」の把握などできず、その結果データについては「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」ものであることを認識していたと認められます。</p> <p>しかるに本件決定では、「府民意識の動向の把握」（大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査）である調査目的が達成されたとする根拠が記載された文書として単純集計表を示しているのであり、文書の特定を誤っているばかりではなく、悪意を感じさせる程に悪質です。</p>	<p>◎弁明書に記載された「弁明の理由」について</p> <p>ここに書かれている調査目的については、「公開請求の趣旨について」で挙げた各種文書などの関連資料から判断して、食の安全安心推進計画に定められた指標の測定であり、これによる同計画の進捗の把握です。</p> <p>本件請求には、「調査の目的が達成されたとする根拠が記載された文書」と記載しました。これは、アンケート結果がなぜ指標になり得るのかという根拠について説明を求めたものであり、大阪府が行っていることの矛盾の解明を目的としたものです。</p> <p>大阪府は「施策立案の資料は、ホームページで公表している単純集計表である」として、これを請求対象文書として特定していますが、本件請求の趣旨は「なぜアンケート結果が施策立案の資料になり得るのか」という根拠の説明を求めるものであり、大阪府は故意に請求の趣旨を捻じ曲げて解釈しています。</p> <p>よって、本件決定には理由がなく不当なものです。</p>	<p>反論書で述べたとおりです。</p> <p>公開決定通知書の備考欄には「調査の目的が達成されたとする根拠」は、同じくホームページで公表している単純集計表となります。」と記載されていますが、単純集計表のどこにも根拠に係る記載はありません。</p>
1 b	<p>「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p> <p>（審査会注） 公開請求の内容 1. についての決定に対する不服</p>	<p>公開された「仕様書」を確認すると、書かれているのは調査の手順に過ぎず、「調査の目的を達成できると考えた根拠」などはどこにも書かれていませんでした。</p> <p>公開決定通知書の備考欄で示されたホームページを見ると、「(1)調査目的 「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする。」と記載されています。</p> <p>これに関し、「大阪府食の安全安心推進計画」で示されている指標（成果目標）食の安全性に不安を感じる府民の割合 最終目標(2022 年度)15%以下 の評価について、「第3期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」では次のとおりとなっています（次のとおり）略。つまり、「おおさかQネット」において「あな</p>	<p>◎弁明書に記載された「弁明の理由」について</p> <p>「食の安全・安心」に関するアンケートの調査目的は「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」となっています。言うまでもなく、調査結果が「施策立案（具体的には、計画の進捗の評価）の資料」となり得るのは、「食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握（具体的には、「食の安全安心推進計画」に定められた指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」の測定）」ができていくということが</p>	<p>反論書、各意見書で述べたとおりです。</p> <p>公開決定通知書の備考欄には「また、「その目的が達成できるとする根拠」は仕様書のとおりになります。」と記載されていますが、仕様書のどこにも根拠に係る記載はありません。</p>

	<p>たは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか?」との設問に対して「安全、安心だと思わない」と答えた人の割合を「食の安全性に不安を感じる府民の割合」として、計画の進捗の評価を行っています。要するに、「おおさかQネット」の結果を「府民全体の状態」を表すものとして取り扱っているわけです。</p> <p>しかし、「大阪府政策マーケティング・リサーチ」のホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/mr/oqnet2022.html#shoku には、「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。」と記載されています。つまり、ホームページでは、調査方法の限界により「おおさかQネット」では「調査時点での府民全体の状況」の把握などはできず、その結果データについては「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」ものであるとの説明を行っています。</p> <p>しかし、上記のとおり計画の評価に際しては、「おおさかQネット」の結果を「府民全体の状態」を表すものとして取り扱っているのであり、これは明確に矛盾しています。</p> <p>公開請求の趣旨は、このような矛盾についてどのような整合性があるのかという説明を求めるものであり、「調査の目的を達成できると考えた根拠」とは「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないはずのデータが「府民全体の状態」(食の安全に不安を感じる府民の割合)として取り扱うことができるとする根拠を意味するのであり、大阪府が公開した「仕様書」には、この根拠は全く記載されていません。大阪府は文書の特定を誤っています。改めて特定することを求めます。</p>	<p>前提条件となっています。</p> <p>大阪府が対象文書として公開した仕様書には調査の手順が書かれているのみであり、この手順に従って調査を行えば、指標たる「食の安全性に不安を感じる府民の割合」の測定ができるということに関する根拠に係る記載は、一切ありません。言い換えれば、仕様書に記載された内容では、指標の測定ができているのかが分からないということです。</p> <p>大阪府は文書の特定に当たり、調査目的の「食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し」の部分をおざと無視しており、本件決定は不当なものです。</p> <p>改めて文書を特定することを求めます。</p>																	
<p>2 「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p> <p>(審査会注) 令和5年4月10日付け企推第1009号不存在による非公開決定についての審査請求</p>	<p>大阪府が作成した「大阪府政策マーケティング・リサーチ『おおさかQネット』(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」と題する文書には、次の記載があります。</p> <p>【表1】について、カイ二乗検定(イエーツ補正)を行う。 まず、【表1】から算出される期待度数は以下【表2】となる。</p> <p>【表2】</p> <table border="1" data-bbox="489 1024 1038 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>【安心層】</th> <th>【不安層】</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【意識の高い層】</td> <td>115</td> <td>32</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>【そうでない層】</td> <td>415</td> <td>113</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>530</td> <td>145</td> <td>675</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでは「カイ二乗検定(イエーツ補正)を行う」となっていますが、なぜイエーツ補正を行う必要があると判断したのかの理由については、全く記載されていません。期待度数表を見ても5未満になっている箇所は見当たらず、積極的に補正を掛ける理由は分かりません。</p> <p>また、イエーツ補正が必要と判断された場合、χ二乗検定ではなくフィッシャーの正確確率検定を行うかどうかを検討すべきものと考えられますが、そのような検討が行われたかどうか、この文書の記載からは分かりません。</p> <p>大阪府は当該χ二乗検定について、イエーツ補正を行うことが当然と考えていたのか、あるいは何らかの根拠をもってイエーツ補正が必要と判断したのか、また、フィッシャーの正確確率検定の採用についてどのように考えていたのか、あるいは全く考えていなかったのか、この統計的検定の妥当性についての説明責任があるはずで、</p> <p>大阪府の決定は不当なものです。改めて特定することを求めます。</p>		【安心層】	【不安層】	計	【意識の高い層】	115	32	147	【そうでない層】	415	113	528	計	530	145	675	<p>◎弁明書に記載された「弁明の理由」について</p> <p>呆れたことに、ここには不存在の理由として、ただ「作成していない」としか書かれていません。</p> <p>大阪府は、このイエーツ補正の必要性について、別途「府政へのご意見」に投稿した質問に対しても、公開請求の処理中であることを理由に全く説明をしておらず、公開請求の手続の中でも説明を行わないということであれば、完全に説明責任に背を向けるものです。</p> <p>しかし、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022(おおさかQネット)」 https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/mr/oqnet2022.html には、「5.クロス集計を分析する際は、カイ二乗検定を行う。複数回答のクロス集計については、カイ二乗検定を行っていない。」と記載されています。</p> <p>そして、2023年3月24日の口頭意見陳述の場(審査会注:本件とは別の公開請求一審査請求について、行政不服審査法第31条に基づくもの)で、大阪府はχ二乗検定の目的について、「属性間の偏りを明らかにするため」に行ったものであるとの説明を行っています。ホームページに「クロス集計を分析する際は、カイ二乗検定を行う」と記載している以上、この「属性間の偏りを明らかにするため」に行うものであるとの目的は組織共有されているはずで、文書が存在しないはずはありません。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p>	<p>反論書、意見書で述べたとおりです。</p> <p>なお、本件に関しては、請求対象文書である「このχ二乗検定においてなぜイエーツ補正が必要であったのかが示された文書」が存在しないということなのであれば、本件請求で公開された文書「大阪府政策マーケティング・リサーチ『おおさかQネット』(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」の記載内容の妥当性が確認できないということになるのであり、こんなことがあり得るはずがありません。</p> <p>請求対象文書が存在しないのであれば、この文書の決裁権者などは、この文書の【表1】について、カイ二乗検定(イエーツ補正)を行う。」との記載の妥当性をどのようにして確認したのでしょうか。</p>
	【安心層】	【不安層】	計																
【意識の高い層】	115	32	147																
【そうでない層】	415	113	528																
計	530	145	675																
<p>3 「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p>	<p>「大阪府政策マーケティング・リサーチ(おおさかQネット)」 https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/mr/oqnet2022.html#shoku では、「安心層・不安層」と「意識の高い層・そうでない層」の間に統計学的に有意な偏りが存在するのかどうかをχ二乗検定で明らかにしようとして、そのような偏りが見られなかった(「5%水準で統計的有意な差($X^2=0.793$, 自由度=1, $p>.05$)は見られなかった)ことが説明されています。これについて、2023年3月24日に行われた口頭意見陳述の場(審査会注:本件とは別の公開請求一審査請求について、行政不服審査法第31条に基づくもの)で、</p>	<p>◎弁明書に記載された「弁明の理由」について</p> <p>呆れたことに、ここには不存在の理由として、ただ「作成していない」としか書かれていません。しかし、令和5年4月10日付け企推第1008号により公開された「大阪府政策マーケティング・リサーチ『おおさかQネット』(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」には、次の記載があります。</p>	<p>反論書で述べたとおりです。</p> <p>なお、反論書でも示したとおり、企推第1009号で公開された文書「大阪府政策マーケティング・リサーチ『おおさかQネット』(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」には、次のとおり、χ二乗検定を行う目的が記載されています。</p>																

		<p>大阪府はこのχ二乗検定について、「属性間に偏りがあるかどうかを明らかにするため」に行ったものであると説明しています。</p> <p>さらに、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022「おおさかQネット」(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」と題する文書では、「(2) 独立性の検定の実施」として、次の記載があります。</p> <p>事象A「食に対する行動意識」と事象B「食品の安全性への考え」について関係があるかの検証を行うにあたり、以下の帰無仮説と対立仮説を設定する。 帰無仮説：事象Aと事象Bは、独立である 対立仮説：事象Aと事象Bは、独立でない</p> <p>つまり、このχ二乗検定は、「安心層・不安層」と「意識の高い層・そうでない層」の間に統計学的に有意な偏りが存在するかどうか（つまりは「属性間に偏りがあるかどうか」）を明らかにすることを目的に行われたものであるとは明らかです。この目的については、上記大阪府ホームページに「クロス集計を分析する際は、カイ2乗検定を行う」と記載され、χ二乗検定の結果が掲載されていたことから、組織的に共有されていることは明らかであり、これに係る文書が存在しないはずがありません。</p> <p>「政策マーケティング・リサーチガイドライン(Ver. 7)」には「データの分析」として、t検定等の統計学的手法が紹介されています(χ二乗検定については直接的には記載されていませんが、「相関分析」が該当するとも考えられます。)。請求対象文書としては、例えばこのガイドラインやガイドラインの記載の根拠になった資料等が考えられます。</p> <p>大阪府の決定は不当なものです。改めて特定することを求めます。</p>	<p>(2) 独立性の検定の実施</p> <p>事象A「食に対する行動意識」と事象B「食品の安全性への考え」について関係があるかの検証を行うにあたり、以下の帰無仮説と対立仮説を設定する。 帰無仮説：事象Aと事象Bは、独立である 対立仮説：事象Aと事象Bは、独立でない</p> <p>ここでは「独立性の検定(χ二乗検定)」で「事象Aと事象Bについて関係があるかの検証を行う」ということが記載されており、この「検証」がχ二乗検定の目的であると認められます。これは、令和5年3月24日の口頭意見陳述の場(審査会注：本件とは別の公開請求一審査請求について、行政不服審査法第31条に基づき審査庁が設けたもの)での説明「属性間に偏りがあるかどうかを明らかにするため」との説明とも符合します。</p> <p>しかし、この記載についても、事象A、事象Bが標本に限定されるものなのか、母集団に一般化されるものなのかについては、判然としません。</p> <p>しかし、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022(おおさかQネット)」 https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/mr/oqnet2022.html には、「5.クロス集計を分析する際はカイ2乗検定を行う。複数回答のクロス集計についてはカイ2乗検定を行っていない。」と記載されています。</p> <p>そして、同日の口頭意見陳述の場で、大阪府はχ二乗検定の目的について、「属性間の偏りを明らかにするため」に行ったものであるとの説明を行っています。ホームページに「クロス集計を分析する際は、カイ2乗検定を行う」と記載している以上、この「属性間に偏りを明らかにするため」に行うものであるとの目的は組織共有されているはずで、文書が存在しないはずはありません。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p>	<p>(2) 独立性の検定の実施</p> <p>事象A「食に対する行動意識」と事象B「食品の安全性への考え」について関係があるかの検証を行うにあたり、以下の帰無仮説と対立仮説を設定する。 帰無仮説：事象Aと事象Bは、独立である 対立仮説：事象Aと事象Bは、独立でない</p> <p>つまり、χ二乗検定の目的は、「事象Aと事象Bについて関係があるかどうか」を検証することです。</p> <p>そして、「χ二乗検定を行った目的が示されている文書」とした請求対象文書は、まさにこの文書です。</p>
4	<p>「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p>	<p>請求対象文書を「「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」が「おおさかQネット」の目的であるということがわかる文書」として行った公開請求に対して、大阪府は公開決定(令和5年4月10日付企推第1008号)において、「仕様書(大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務)」を特定していることから、「おおさかQネット」の目的については明らかです。</p> <p>次に、請求対象文書を「(「大阪府政策マーケティング・リサーチ(おおさかQネット)」について)調査の目的が達成されたとする根拠が記載された文書」として行った公開請求では、大阪府は、公開決定(令和5年3月13日付企推第1283号)において、「「調査の目的が達成されたとする根拠」は、同じくホームページで公開している単純集計表になります」として、調査の目的は達成されているものとの認識を示しています。もっとも、この決定については、大阪府は弁明書(令和5年4月7日付企推第1004号)において、弁明の理由を次のとおりとしているので、「大阪府の個別施策の効果検証」などに言及したものではないとの強弁を行うかもしれません。</p> <p>「食の安全・安心」に関するアンケートの調査目的は「「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」であり、施策立案の資料はホームページで公表している単純集計表である。</p>	<p>◎弁明書に記載された「弁明の理由」について</p> <p>呆れたことに、ここには不存在の理由として、ただ「作成していない」としか書かれていません。</p> <p>しかし、審査請求書にも記したとおり、大阪府は「おおさかQネット」の結果をもって「食の安全安心推進計画」に定められた指標の実績値として、同計画の進捗の評価を行っています。まさに「大阪府の個別施策の効果検証」であり、この「おおさかQネット」の目的は達成できていると認識している(いた?)ことは明らかです。このほかにも、「大阪880万人訓練」において「事前浸透率」の測定を行い、啓発活動の効果測定を行っているほか、「みどりの大阪推進計画」において計画の指標である「大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合」の測定を行い、同計画の効果検証を行っています。</p> <p>また、令和5年3月13日付企推第1283号で公開された「令和4年度 大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務 仕様書」には、「業務の目的」として、「府政に関する様々なテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することによ</p>	<p>反論書で述べたとおりです。</p> <p>なお、「「食の安全・安心」に関するアンケート」の目的を達成できると考えた根拠が記載された文書」の公開請求についての公開決定通知書(令和5年3月13日付企推第1283号)の備考欄には「「その目的が達成できるとする根拠」は仕様書のとおりになります。」と記載されています。このとおりなのであれば、請求対象文書は仕様書そのものになるはずであり、不存在であるとする本件決定とは矛盾しています。</p> <p>また、「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」には図1(審査会注；第4の1.「政策マーケティング・リサーチのプロセス」の冒頭のフロー図)が記載されています。ここでは、「政策マーケティング・リサーチ」が府民ニーズの把握とそれによる施策事業のマネジメントを目的とすることが表現されています。</p>

		<p>しかし、反論書に記載したとおり、大阪府は「おおさかQネット」の結果をもって「食の安心安全推進計画」に定められた指標の実績値として、同計画の進捗の評価を行っています。まさに「大阪府の個別施策の効果検証」であり、この「おおさかQネット」の目的は達成できていると認識している（いた？）ことは明かです。</p> <p>つまり、大阪府は、「おおさかQネット」の目的を「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」であると認め、そしてそれが達成できているという認識を持っていたわけで、そのような認識に至った根拠が記載されている文書が存在するはずはありません。言い方を変えれば、「おおさかQネット」の結果を「府民全体の状況を表すデータ」であるとして取り扱っているのであり、このような取扱いができるとする根拠が存在しないはずはありません。仮にこれがないとするのであれば、「おおさかQネット」で「大阪府の個別施策の効果検証」をできるという点について説明不能であるということになります。</p> <p>本件決定について、「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」には、「当該行政文書については、作成していないため」と記載されています。しかし、大阪府は（「おおさかQネット」の目的がわかる文書として示した）仕様書に従って調査を行えばその目的を達成できると判断したからこそ、受託業者との契約を行い、支出負担行為まで行っているはずであり、その判断に係る文書が存在しないはずはありません。</p> <p>「政策マーケティング・リサーチ ガイドライン(Ver. 7)」には、「おおさかQネット」をはじめとする政策マーケティング・リサーチによる施策の検証について説明されています。請求対象文書としては、例えば、このガイドラインやガイドラインの記載の根拠になった資料等が考えられます。</p> <p>大阪府の決定は不当なものです。改めて特定することを求めます。</p>	<p>り府民等の意識をスピーディーに把握し、もって迅速・的確な意思決定や政策反映に資する。」と記載されています。ここでは、「おおさかQネット」により「府民等の意識をスピーディーに把握」でき、「迅速・的確な意思決定や政策反映に資する」ことができるものであるとの認識を示しています。つまり、「府民等の意識をスピーディーに把握」することで、「大阪府の個別施策の効果検証」を行い、また、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズ」として「迅速・的確な意思決定や政策反映に資する」ことを実現できると考えていたわけで、このように考える根拠が存在しないはずはなく、また、文書も存在しないはずがありません。</p> <p>そして、大阪府は、この仕様書に従って調査を行えば契約の目的を達成できると判断したからこそ、受託業者と契約し、支出負担行為まで行っているはずであり、その判断に係る文書が存在しないはずがありません。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p>	<p>そして、この文書には、「サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低 400 サンプルを回収することとします。」「回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いする際には、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。」「回帰分析」、「t検定」、「因子分析」など、この文書の記載内容の根拠が統計学であることが明確にわかる記載が随所にあります。</p> <p>請求対象文書は、この文書及びこの文書の記載内容の根拠（統計学的根拠）が記載された文書であり、これが不存在であるはずはありません。</p>
5	<p>「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。</p>	<p>下記の理由から請求対象文書が存在しないとは考えられず、実施機関の文書の特定は不十分です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施決裁文書に添付されていた仕様書の記載について 令和4年2月18日付決裁文書「大阪府政策マーケティング・リサーチ『おおさかQネット』アンケート実査業務の委託に係る一般競争入札の施行及び契約手続きの請求について」に添付されていた「仕様書案(大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実査業務)」には、次の記載があります。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 業務の目的 府政に関するさまざまなテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、府民等の意識をスピーディーに把握し、もって迅速・適格な意思決定や政策反映に資する。 ここには、「おおさかQネット」により「迅速・適格な意思決定や政策反映に資する」ことが可能な「府民等の意識」が把握できると解される記載があります。 2 大阪府 Web ページの記載について 「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R5)」のページ https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/qnet2023.html には、次の記載があります。 <u>大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R5)</u> 大阪府では、府民のみなさまのニーズや、各施策や事業の課題把握のため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用したアンケートを実施しています。 「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)」のページ https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/qnet2022.html には、次の記載があります（下線部分 なお、なぜか令和5年度分からこの記載はなくなっています。）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。 そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。 2. ～4. (略) 5. <u>クロス集計を分析する際は、カイ2乗検定を行う。複数回答のクロス集計については、カイ2乗検定を行っていない。</u> 	<p>◎請求対象文書の存否について この業務委託によりこの業務の目的が達成できることの確認は当然行っているはずであり、請求対象文書が作成されていないはずがありません。 仮に「作成していない」ということが事実なのであれば、この契約により業務の目的が達成できているのかどうかについて説明できないということの意味するのであり、この業務委託に係る費用の支出は地方財政法第4条違反です。</p> <p>(3) χ二乗検定の意味するところについて 「大阪府政策マーケティング・リサーチ(おおさかQネット)(R4)」の「食の安全・安心」に関するアンケートの「調査結果の概要」では「5%水準で統計的有意な差は見られなかった」と記載されています。つまり、「安心層・不安層」と「意識の高い層・そうでない層」には相関はない」との仮説が棄却できず、両者に相関があるとは言えないという結論になったということです。(略) この結論は大阪府民全体に関するものです。そして、大阪府は「府政へのご意見」の回答にあるとおり、この結論を「府民意識の動向」として Web ページに記載しているのであり、この点において、「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」との記載とは致命的に矛盾しています。 しかしながら、この結論は有意水準を5%にして導かれていることから、「府政へのご意見」の回答にある「一定の」がこの有意水準を5%であることは明かです。 そして、これらのことは、令和5年4月10日付企推第1008号により公開決定された「大阪府政策マーケティング・リサーチ2022「おおさかQネット」(R4)「食の安全・安心」に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」に記載されており、「この「一定の」について、その具体的な内容が分かる文書」とした請求対象文書がこれであることは明かです。</p>	<p>反論書、各意見書で述べたとおりです。 なお、2024年8月13日付意見書で示したとおり、大阪府は「府政へのご意見」に対して、2023年8月24日付で次の回答を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットモニター調査によって得られた結果を「大阪府民を代表する結果」として認識していません。 ・代表性がない前提を理解したうえで、迅速に一定の府民意識の動向を把握することができるインターネットモニター調査を実施しています。 (政策企画部企画室推進課) <p>ここでは、おおさかQネットにより「迅速に一定の府民意識の動向を把握することができる」ものであるとの認識を有し、そして、この認識が組織共有されていることが示されています。 このような認識を組織として有している以上、請求対象文書が存在しないはずはありません。</p>

	<p>6. (略)</p> <p>そして、「食の安全・安心」に関するアンケートの項目では、次のとおり、χ二乗検定の結果が記載されています。</p> <p>Q1からQ3ですべて「している」と回答した層を「意識の高い層」それ以外の層を「そうでない層」とし、「安心層・不安層」との相関をみてみると、5%水準で統計的有意な差($X^2=0.793$、自由度=1、$p>.05$)は見られなかった。</p> <p>3 これら記載の矛盾について</p> <p>χ二乗検定とは、統計的検定の一種です。そして、統計的検定について、大阪府が「おおさかQネット」を実施するに当たって参照している書籍「アンケート調査と統計解析がわかる本」(日本能率協会マネジメントセンター)の157ページに、「検定とは、母集団の様子に関する仮説(例えば、男性と女性の賛成率に差がある)が正しいのかどうかの判断を下すこと」と記載されています。</p> <p>上記の0.793という値を求めた際の文書「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022『おおさかQネット』(R4)『食の安全・安心』に関するアンケートにおけるカイ二乗値の算出について」では、仮説は次のように設定されています。</p> <p>(2) 独立性の検定の実施</p> <p>事象A「食に対する行動意識」と事象B「食品の安全性への考え」について関係があるかの検証を行うに当たり、以下の帰無仮説と対立仮説を設定する。</p> <p>帰無仮説：事象Aと事象Bは、独立である</p> <p>対立仮説：事象Aと事象Bは、独立でない</p> <p>上記の検定の定義「母集団の様子に関する仮説が正しいのかどうかの判断を下すこと」に照らせば、ここでいう「食に関する行動意識」や「食品の安全性への考え」については、母集団たる大阪府民全体についてこのような関係性があると判断してよいのかどうかということです。</p> <p>ところで、再度示しますが、大阪府Webページには次のような注釈が付いています。</p> <p>1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。</p> <p>そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。</p> <p>これは要するに、この「おおさかQネット」では「府民全体の状況」は分からないということであり、統計的検定の目的とは完全に矛盾しています。令和5年度からχ二乗検定に関する記載が削除されているのは、このような矛盾を説明できないからであると推測されます。</p> <p>しかし、「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」のであるなら、そもそもの「おおさかQネット」の目的である「府民のみなさまのニーズや各施策や事業の課題把握」や「府民等の意識をスピーディーに把握」することなどできるはずがありません。</p> <p>しかるに大阪府は、「府政へのご意見」に対する2023年8月24日付回答において、次の説明を行っています。</p> <p>代表性がない前提を理解した上で、迅速に一定の府民意識の動向を把握することができるインターネットモニター調査を実施しています。</p> <p>これは、上記注釈にある「回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではなく、「あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」ということを理解しながらも、「迅速に一定の府民意識の動向を把握することができる」との認識を示したものです。そして、仕様書やWebページに示されている調査の目的についても、このような認識に立ったものであると認められます。</p> <p>そして、このような認識を(組織として)持っている以上、そのような認識に至った根拠が存在しないはずはなく、文書が存在しないはずはありません。</p> <p>4 請求対象文書について</p>	<p>以上、改めて特定することを求めます。</p>	
--	---	---------------------------	--

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の58ページには、別紙2（添付略）の記載があります。ここには「府民1,000名（性別・年代でサンプルを割付け）を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これはおおさかQネットの手法と全く同じものであり、おおさかQネットを指していることは明らかです（大阪府は否定していますが）。

そして、これにより、それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにすることができるのは統計学が根拠となっていることは、このガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

52 ページ

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いする際には、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

69 ページ

また、この資料の11ページには、次の記載があります。（当審査会において表から該当箇所（主として検証型リサーチ）アンケート調査）WEBアンケート）を抜すい）

- 方 法 ▽インターネット上に調査票を掲載し、閲覧者から回答を収集
 - ▽メールやはがきで回答を依頼する方法もある（例）ネットパル
- メリット ▽システム化により、回答を即座に分析できる
 - ▽モニターを活用すれば短期間で調査が終了
 - ▽特定ターゲット層の意向の定量的把握に有効
- デメリット ▽必ずしもランダム抽出とならないため、府民全体の意向把握の客観性に問題が残る

ここでは、「WEB アンケート」により（問題が残るものの）「府民全体の意向把握」（つまりは上記「食の安全性に不安を感じる府民の割合」の測定）ができるものであると説明されています。

おおさかQネットは、まさにこの「WEB アンケート」です。そして、おおさかQネットにおいて、直近の国勢調査のデータを基に性別、年齢階層別、地域別にサンプルを割り当てているのは、サンプルを無作為標本（ランダムサンプリングされた標本）に近づけ、ここで示されている「問題が残る」という点を避けようとするものであることは明らかです。

以上のとおり、請求対象文書はこの「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、また、このガイドラインを作成するために使用した（おそらくは統計学に関する）資料です。

改めて特定することを求めます。

番号	実施機関の主張要旨
1 a	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 「食の安全・安心」に関するアンケートの調査目的は、「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」であり、施策立案の資料は、ホームページで公表している単純集計表である。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>
1 b	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 「食の安全・安心」に関するアンケートの調査目的は、「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」であり、その目的が達成できるとする根拠は、仕様書である。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>
2	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 カイ二乗検定においてなぜイエーツ補正が必要であったのかが示された文書は作成していない。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>
3	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 χ (カイ) 二乗検定を行った目的が示されている文書は作成していない。 また、審査請求人が「審査請求の理由」において引用している「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7. 0)」は、政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、χ (カイ) 二乗検定を行った目的が示されている文書ではない。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>
4	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 仕様書に従って調査を行えば「大阪府の個別施策の効果検証」ができるデータが得られ、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」ができるとする論理的根拠が記載された文書は、作成していない。 また、審査請求人が「審査請求の理由」において引用している「政策マーケティング・リサーチガイドライン(ver. 7)」は、政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、上記論理的根拠が記載された文書ではない。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>
5	<p>1 弁明の趣旨 本件審査請求を棄却する裁決を求める。</p> <p>2 弁明の理由 おおさかQネットについて、「回答者の回答状況にとどまる」にもかかわらず「一定の府民意識の動向を把握することができる」とする根拠が示された文書及び「一定の」の具体的な内容が分かる文書は作成していない。</p> <p>3 結論 本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。</p>